

マイナンバーカードを紛失してしまったら・・・

マイナンバーカードは悪用を防ぐ仕組みになっています。

しかし、マイナンバーカードを紛失してしまったら、少なからず**個人情報の流出や第三者による悪用などのリスクが伴います**。定位置に置いておく、使用後はすぐしまうなど、日ごろから紛失防止を心がけましょう。

紛失してしまった場合の対応

①マイナンバー総合フリーダイヤルへ電話し、カードの一時停止を行う

マイナンバー総合フリーダイヤル：☎0120-95-0178

音声ガイダンスに従って2番（紛失・一時停止）を選択してください。

マイナンバーカードの機能を一時停止することで、**不正利用を防ぐことができます**。

②最寄りの警察署・交番で遺失届を出して受理番号を控える

最寄りの警察署・交番にマイナンバーカードを紛失したことを伝えることで遺失物受理番号を発行されます。

※遺失物受理番号は再交付申請のために必要になりますので申請時にお忘れのないようお願いいたします

③役場で再発行の手続きを行う

遺失物受理番号持ってきていただき、紛失の手続きを行います。

その後、再発行を行う場合は次のものが必要になります。

- ・顔写真
- ・本人確認書類（運転免許証、資格確認書など）
※顔写真がないものは2種類必要になります
- ・再交付手数料（通常：1,000円 ※特急発行：2,000円）

※再発行の手続き後、カードが発見された場合は返納してください

※再発行の手続きを取り消すことはできません



マイナンバーカードの
悪用を防ぐ仕組みはこんな感じだよ!!

- ①ICチップに重要な情報は入っておらず、不正に読み出すと壊れる
- ②暗証番号は一定回数間違えるとロックがかかって使えなくなる
- ③24時間365日体制で一時利用停止が可能

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681